

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成31年1月6日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「図書情報館の警備員が記録した文書（警備員が館内見回りの際につけるメモも含む）（平成30年10月から12月）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成31年3月7日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

奈良県立図書情報館警備日誌（平成30年10月分から同年12月分まで）

（2）開示しない部分

- ア 一部の個人の氏名及び印影並びに個人が特定できる記述
- イ 「巡回時間」の表のうち、「内・外」「時刻」欄の記述
- ウ ブックポストの整理、外周巡回及び機械警備の時間

（3）開示しない理由

ア （2）のア

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

イ （2）のイ及びウ

条例第7条第6号に該当

県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年6月8日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示の県職員

の氏名を開示するとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

4 諮 問

令和3年1月22日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不開示の県職員の氏名を開示するとの裁決を求める

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

不開示情報でないため

(2) 意見書

1 本審査請求について

本件は、平成30年10月分から同年12月分までの警備日誌において、不開示とした県職員の氏名が不開示情報でないとして開示を求めるものである。

2 理由提示について

本件決定において、一部の個人の氏名を不開示とし、その不開示理由は、「条例第7条第2項に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため」である。開示文書では、個人識別情報である多数の県職員の氏名が開示されているから、なぜ一部の個人の氏名を不開示とするのか、県職員の一部も不開示とされているのか、そうであるなら開示する職員と開示しない職員とを区別する理由は何かなど、不服申立てに必要な理由の提示はされていない。

よって、不開示とする一部が不明確であり、一部の個人の氏名の不開示が妥当か、開示請求者自らが検証しなければならない。このことは理由提示の制度に悖るものである。

3 不開示の個人について

ア 県職員の氏名の不開示

決定通知書の開示しない部分は、一部の個人の氏名と記載されているところ、(本日の)出勤者と最終退館者とが記載されている所は、県職員の氏名が開示されているから、県職員を記載する部分と推認される。

県職員については、奈良県職員録において、正規職員と常勤嘱託職員が記載され、非常勤職員と日々雇用職員は記載されない扱いである。よって、正規職員と常勤嘱託職員であれば、職員録で氏名が公になっているとして不開示とはなら

ない。

本件警備日誌で、以下の休館日の出勤者が不開示になっている。

- (1) 10月1日 月曜日 休館日 10～35～ ※10：35～の意味か不明
- (2) 10月22日 月曜日 休館日 9：04～18：30
- (3) 11月12日 月曜日 休館日 8：15～14：25
- (4) 11月26日 月曜日 休館日 8：17～17：18
- (5) 12月10日 月曜日 8：04～17：20

※記載されていないが休館日である

以上から、出勤した職員の中に不開示とした職員がいることになる。次は、この不開示の職員が、非常勤嘱託職員又は日々雇用職員か、一人か複数か、が問題となる。

イ 不開示職員の属性

図書情報館は原則土曜日、日曜日、祝日が開館で月曜日が休館であるから、職員の休日は月曜日とその他で指定する日の週休二日となっている。そのため休館日である月曜日の出勤は休日出勤となる。

審査請求人は、令和元年5月25日付けで、「図書情報館の平成30年9月から12月の休館日の出勤の実態がわかる文書（各職員が何時から何時まで勤務したかがわかる文書、休日出勤を命令あるいは承認した文書、振替出勤を命じた文書を含む）」を請求し、令和元年7月10日付け図情第66号行政文書一部開示決定で、平成30年9月から12月までの間に図書情報館の休館日に出勤した職員に係る出勤簿、週休日変更願などの開示を受けた。週休日変更願で氏名が不開示なのは以下の嘱託職員である。

変更前週休日

変更後週休日

- (1) 平成30年10月1日 (月) → 平成30年10月14日 (日)
- (2) 平成30年10月22日 (月) → 平成30年11月4日 (日)
- (3) 平成30年11月12日 (月) → 平成30年11月11日 (日)
- (4) 平成30年11月26日 (月) → 平成30年12月9日 (日)
- (5) 平成30年12月10日 (月) → 平成30年12月19日 (日)

変更前週休日が即ち休日出勤日であるところ、3アの本件不開示の県職員の出勤日(1)～(5)とびたりと一致する。よって、警備日誌の不開示は嘱託職員であることが判明した。

ウ 不開示の嘱託職員は同一人か複数か

令和元年7月10日付け図情第66号行政文書一部開示決定で開示された、平成30年9月から12月までの間に図書情報館の休館日に出勤した職員に係る文書で、開示された嘱託職員の出勤簿は1名であり、この者の出勤簿で3イの振り替えすべてを確認できた。

3イの不開示の5枚の週休日変更願の決裁欄の印影によると、すべて課長欄は〇〇、担当欄は〇〇の印影である。平成30年7月17日現在の職員録によると、総務企画課長が〇〇〇〇、総務企画係長が〇〇〇〇であるから、当該職員は総務企画課の嘱託職員である。そして、総務企画課の嘱託職員は1名であるから、警備日誌で不開示の嘱託職員は同一人であることが判明した。

エ 不開示の嘱託職員

職員録記載の総務企画課嘱託職員の氏名は〇〇〇〇で、既述の嘱託職員出勤簿の印影「〇〇」と一致する。そして、〇〇印を押印していた者は、その出勤簿から本件不開示の休館日にすべて出勤しているのが認められる。よって、不開示の嘱託職員は〇〇〇〇であることが判明した。〇〇〇〇は出勤簿からも明らかなおと、職員録に記載されているから常勤嘱託職員である。実施機関は弁明書において、不開示の職員は非常勤嘱託職員とするが、事実に基づく検証からは、にわかには信じがたい。

オ 嘱託職員の氏名の不開示

エから不開示の嘱託職員は〇〇〇〇であるが、職員録に記載の職員の氏名は開示であるから矛盾が生じる。如何に考えたらよいか。

〇〇印の押印された出勤簿では、7月6日まで〇〇印のところ、翌日から印影の形状が変わり氏名が開示となっている。同一人の出勤簿で印影が開示部分と不開示部分に分かれるのは、印影の名前が異なるからに他ならない。よって、〇〇〇〇は7月7日から姓が変わったと推認される。

このことは図書情報館のスケジュール表で、〇〇は括弧書きとなっていることから明らかである。

以上から、本件審査請求は、〇〇〇〇の〇〇から変更した姓を不開示とすることが妥当かに帰着する。

4 嘱託職員における旧姓と戸籍名の取扱い

奈良県には奈良県職員旧姓使用取扱要綱（以下「旧姓要綱」という。）があり、職員等が婚姻等によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き旧姓を文書等を使用することができる。ただし、臨時及び非常勤の職員は除かれている（以上旧姓要綱第1条、第2条）。この意味は、臨時職員、非常勤職員については、任期の定めがあることから対象外で、嘱託職員は非常勤職員であるから、旧姓要綱は適用除外で旧姓を使用することはできないので、姓が変われば必ず戸籍名を使用しなければならない。

正規職員等に適用される旧姓要綱において、旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもので、辞令は戸籍名であるから、人事異動も戸籍名で発表されるため、旧姓使用している者は職員録と照合することにより、戸籍名と旧姓が判明する。例えば、平成31年4月1日付人事異動では、自治研修所研修課長は〇〇〇〇、雇用政策課課長補佐は〇〇〇〇であるが、職員録では、〇〇〇〇、〇〇〇〇である。

また、旧姓使用職員は、旧姓の使用に当たっては、常に県民等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない（旧姓要綱第9条）。このことは旧姓を使用する正規職員は、戸籍名が公にされ、戸籍名と旧姓が併用されるため、そのことにより混乱が生じないように努めなければならないことを意味する。

嘱託職員は旧姓使用できないから、戸籍名が変われば必然的に変更した戸籍名を使用することになるが、正規職員と同様にそのことにより県民に混乱が生じないように努める必要があると解される。

5 不開示の嘱託職員の氏名

県政情報センターには報道資料簿冊があり、誰でも自由に閲覧できる。この報道資料において、平成30年4月24日付け報道資料で総務企画係〇〇〇〇を確認できるのを最後に、その代わりに平成30年7月から総務企画係〇〇〇〇が登場し〇〇〇〇の名が消えた。このことは図書情報館の起案からも確認できる。

平成30年7月18日報道資料にある「妖怪マーケット」9月1日・2日の記事は、新聞記事で公になっており、〇〇〇〇の氏名と写真が掲載されている。このことから、〇〇〇〇が図書情報館総務企画課職員であることが明らかだけでなく、総務企画課嘱託職員は一名であるから、〇〇〇〇が〇〇〇〇であることが強く推測される。

既述の週休日変更願で、変更理由はすべて展示設営のためであった。以下平成30年11月12日、11月26日、12月10日の出勤について検討する。

ア 平成30年11月12日（月）

翌11月13日から始まるのが「神と仏の朱印帳」である。そして、この担当は〇〇〇〇である。

イ 平成30年11月26日（月）

翌11月27日から始まるのが「切り絵作家 石賀直之展」である。そして、この担当は〇〇〇〇である。

ウ 平成30年12月10日（月）

翌12月11日から始まるのが「クリスマスの星」である。そして、この担当は〇〇〇〇である。

以上から、担当の展示設営のために実施前日の休館日に休日出勤したのであるから、不開示の休館日の出勤者である嘱託職員は〇〇〇〇であるのは明らかである。そして、〇〇〇〇の氏名は、報道資料、起案文書、新聞記事で公になっている。

報道資料は、奈良県から報道各社へ提供する文書であるが、それと同じものが県政情報センターで一般公開されており、誰でも閲覧し、写しの交付を受けることができる。起案文書は、開示請求で写しの交付を受けたもので、一人に開示したということは誰にでも開示できることを意味する。また、朝日新聞、毎日新聞の原紙やマイクロフィルムは、図書情報館で保管されており、朝日新聞のデータベース「聞蔵」や毎日新聞のデータベース「毎索」は図書情報館だけでなく、多くの公共図書館でいつでも閲覧及び印刷することができる。

条例第7条第2号ただし書の趣旨は、公になっている情報はプライバシーの侵害とならないので開示とするもので、実施機関が公にする意思を持って公開したか否かではなく、事実として公にされているかで判断することになる。ゆえに、不開示の県職員の氏名は公になっているから、条例第7条第2号ただし書アにあたり不開示情報ではない。

また、休館日に出勤した嘱託職員は一人で、その出勤簿に〇〇の印影が押印されていたから、〇〇〇〇と〇〇〇〇が同一人物なのは明らかである。

6 氏名変更

実施機関は弁明書において、「本件不開示情報は、極めて私的な情報として保護されるべき個人情報と解される」と主張している。通常職員録で公にされる常勤嘱託職員の氏名は、極めて私的な情報として保護されるべき個人情報とはいえないから、〇〇〇〇が〇〇〇〇に氏名変更した事実を指していると思われる。

これについては、法律婚などで国民の半数は姓が変わる日常であること、奈良県には奈良県旧姓使用要綱があり、希望する者には文書を限定して旧姓使用することができるが、任期のある職員は適用除外であり、嘱託職員は任期が1年であるから旧姓使用はできないこと、館では名札の着用を義務付けられているから、改姓の事実は多くの人の目に触れていること、写真つきの記事や名札などで〇〇〇〇と〇〇〇〇が同一人物であることは明らかなこと、旧姓使用をしている正規職員も異動名簿によって戸籍名が公にされること、改姓の理由は開示されないこと、現実に〇〇姓で業務を行っていること、起案文書で起案者として〇〇〇〇の氏名は開示されていることなどから、改姓したという私生活の状況の一部が知れるとしても、受忍限度内と解される。よって、公になっている〇〇姓を開示することにより、当該職員の私生活等に影響を及ぼす具体的なおそれが増すとは認められない。

7 まとめ

不開示の県職員の氏名は公になっており、その氏名を開示することにより、当該職員の私生活等に影響を及ぼす具体的なおそれが増すとは認められないから、受忍限度内と解される。よって、本件不開示の県職員の氏名は条例第7条ただし書アに当たり不開示情報ではない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

奈良県立図書館情報館（以下、単に「図書館情報館」という。）では、館内外の安全確保を図るため、定期的に委託事業者の警備員による巡回見回りを行っており、毎日当該警備員から警備日誌の提出を受けている。

本件では、実施機関が保有している奈良県立図書館情報館警備日誌（平成30年10月分から同年2月分まで）（以下「本件警備日誌」という。）を開示請求の対象文書として特定した。

本件警備日誌は、警備を行った日付、天候、警備員の氏名、印影及び勤務時間とともに、巡回時刻毎に、当該時刻の巡回を担当した警備員氏名、巡回場所及び特記事項として警備上の連絡事項等が記載されている。

2 本件審査請求の趣旨について

審査請求人は、審査請求書の「審査請求の趣旨」欄に「不開示の県職員の氏名を開示するとの裁決を求める」と記載している。実施機関は本件決定において、一部の個人の氏名を不開示としているが、その中には、実施機関の職員である特定の非

常勤嘱託職員の姓（以下「本件不開示情報」という。）が含まれていることから、審査請求人は当該情報の開示を求めていると解される。

3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書きは、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとされている。

本件不開示情報は、極めて私的な性質を帯びた情報であり、これを開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号但し書きについて検討する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていないが、当該公務員等の氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、本号のアが適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。

実施機関が氏名を公表する慣行がある場合又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）氏名を情報提供している場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解されている。

この点、奈良県職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性質上、公益性が高く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載されている。職員録は、毎年発行され、販売等の方法により公にされているものとして開示されているが、本件不開示情報については、職員録に掲載されていない。

これらのことから、本件不開示情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、法令等によって公表することが義務づけられた情報でもないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、本件不開示情報は、実施機関の職員の姓であつて、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、また同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

したがって、本件不開示情報は、極めて私的な情報として保護されるべき個人情報と解されることから、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

3 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

奈良県立図書情報館（以下、単に「図書情報館」という。）では、館内外の安全確保を図るため、定期的に委託事業者の警備員による巡回見回りを行っており、毎日当該警備員から警備日誌の提出を受けている。

実施機関は、保有している奈良県立図書情報館警備日誌（平成30年10月分から同年2月分まで）（以下「本件警備日誌」という。）を開示請求の対象文書として特定した。

本件警備日誌は、警備を行った日付、天候、警備員の氏名、印影及び勤務時間とともに、巡回時刻毎に、当該時刻の巡回を担当した警備員氏名、巡回場所及び特記事項として警備上の連絡事項等が記載されている。

3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、警備日誌のうち、審査請求人が開示を求めている一部の嘱託職員（以下「本件嘱託職員」という。）の氏名について、条例第7条第2号に該当すると主張しているので、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人

の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件嘱託職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして開示されている。

そうすると、本件嘱託職員の氏名が、職員録に掲載されているかどうかの問題となる。

この点について、当審査会が事務局に、平成30年度の職員録を確認させたところ、本件嘱託職員の氏名は掲載されていなかった。

また、職員録以外において、実施機関の嘱託職員の氏名を、実施機関が慣行として公にしているかについて、審査請求人は、実施機関が発出した報道資料、本件嘱託職員の起案文書及び新聞記事において、本件嘱託職員の氏名が公表されている旨主張している。

そこで、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、一部の展示イベントに係る報道資料については、嘱託職員の氏名を記載したうえで報道機関に配布したが、報道機関との連絡用として当該イベントの担当者の氏名を記載しているものであって、公にすることを意図したものではなく、実施機関のホームページにも掲載していないとのことであった。

また新聞については、これらに掲載された記事は、司書である本件嘱託職員が自らの知見を活かして企画提案したイベントに係るものであり、そのイベント開催周知に伴い、担当者として紹介している模様を報道したものであるとのことであった。

個人の氏名が慣行として公にされているか否かについては、当該氏名が公にされている事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、報道資料及び新聞記事への氏名の掲載は、その内容を考慮すると、一時的なイベント開催の担当者として発表されたものであると考えるのが相当であり、個別的な事情にとどまるものと認められることから、司書である本件嘱託職員の氏名が当該新聞記事に掲載されていることをもって、実施機関が本件嘱託職員の氏名を慣行として公にしているとは認められない。

したがって、本件嘱託職員の氏名は、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であると認められず、法令等で公にすることが義務づけら

れている情報ではないと認められるため、同号ただし書アに該当しない。

また、本件嘱託職員の氏名は公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、意見書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

	審 査 経 過
令和 3年 1月22日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 3年 2月26日	・ 審査請求人から意見書が提出された。
令和 5年 4月21日 (第265回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 5月29日 (第266回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 7月 6日 (第267回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 8月 3日 (第268回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 9月11日 (第269回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年12月18日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
く ぼ ひ ろ こ 久 保 博 子	奈良女子大学研究院工学系教授 (住生活・住環境学)	会長代理
た か や ま さ し 高 谷 政 史	弁護士	
た け む ら と も こ 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
の だ た か し 野 田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
は や し あ き と も 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	